

四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 4 9 号

四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（昭和 5 9 年四日市市条例第 7 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市長及び副市長の旅費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(鉄道賃)

第 2 条 条例第 5 条別表に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 6 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級の運賃の額とする。

(船賃)

第 3 条 条例第 5 条別表に規定する規則で定める費用の額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 5 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは、最上級の運賃の額とする。

(宿泊費)

第4条 条例第5条別表中宿泊費の項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

- 2 条例第5条別表に規定する宿泊費の項中の当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、現に支払った費用の額が別表に定める宿泊費の額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (2) その他公務の遂行のため特に必要があると認められるものとして市長が定めるとき。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	宿泊費基準額（1夜につき）
北海道	18,000円
青森県	15,000円
岩手県	13,000円
宮城県	14,000円
秋田県	15,000円
山形県	14,000円
福島県	11,000円
茨城県	15,000円
栃木県	14,000円
群馬県	14,000円
埼玉県	27,000円
千葉県	24,000円
東京都	27,000円
神奈川県	22,000円

新潟県	22,000円
富山県	15,000円
石川県	13,000円
福井県	14,000円
山梨県	17,000円
長野県	15,000円
岐阜県	18,000円
静岡県	13,000円
愛知県	15,000円
三重県	13,000円
滋賀県	15,000円
京都府	27,000円
大阪府	18,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	15,000円
和歌山県	15,000円
鳥取県	11,000円
島根県	13,000円
岡山県	14,000円
広島県	18,000円
山口県	11,000円
徳島県	14,000円
香川県	21,000円
愛媛県	14,000円
高知県	15,000円
福岡県	25,000円
佐賀県	15,000円
長崎県	15,000円
熊本県	20,000円
大分県	15,000円

宮崎県	1 7 , 0 0 0 円
鹿児島県	1 7 , 0 0 0 円
沖縄県	1 5 , 0 0 0 円

(総務部人事課)